

さつま町で暮らす・働くあなたを応援します！！

さつま町奨学資金返還支援補助金制度のお知らせ

さつま町教育委員会では定住施策の一環として、一定の条件を満たす者を対象として、返還された奨学金に対して補助金を支給する制度があります。

1 対象者【さつま町奨学金制度貸与者】

平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで の間に新規で奨学金の 貸与の決定を受けた者 で大学等を卒業又は修 了した者	・ 交付申請日において1年以上継続して本町内に住所を有し かつ居住している者 ・ 貸与した奨学金を計画どおり返還している者 ・ 町税等を滞納していない者 ・ さつま町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員で ない者
--	---

2 補助金額【返還した奨学金のうち一定額を補助】

前年度の期間中に返還された奨学資金の額のうち、さつま町奨学資金貸与規則により定められた返還限度年数による月賦返還換算額を基礎として算出した年間額を上限とする。(繰上げ返還等による返還額は含まない。)

3 必要書類

- ・ さつま町奨学資金返還支援補助金交付申請書 (第1号様式)
- ・ 奨学資金の貸与及び返還金額を証するもの
- ・ 大学等が発行する卒業の事実が証明できるもの
- ・ 課税証明書
- ・ 同意書 (第2号様式) ※納税等を確認するため